



事 務 連 絡
平成24年4月10日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部差換えについて

先日、「検査料の点数の取扱いについて」（平成24年3月30日付保医発0330第8号）をお送りしたところですが、下記のとおり誤記がございましたので差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所1

本文中1（4）及び別添1第2章第3部（4）

誤：1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4（3）の次に次のように加える。

（4） CCRタンパク（フローサイトメトリー法による場合）

正：1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4（3）の次に次のように加える。

（4） CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）

訂正箇所2

本文中2（3）ア及び別添1第2章第13部（3）ア

誤：ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

正：ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加える。
 - (4) CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）
 - ア CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。
 - イ CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）及びCCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。
- 2 別添1第2章第13部第1節N005(1)中「FISH法又はSISH法」を「FISH法、SISH法又はCISH法」に改め、(2)の次に次のように加える。
 - (3) ALK融合遺伝子標本作製

ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。

(4) CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）

ア CCR4タンパク（免疫染色組織標本による場合）を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。

イ CCR4タンパク（免疫染色病理組織標本による場合）及びCCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後		現 行
別添1	別添1	
第2章 特掲診療料 第3部 検査 D006-4 遺伝学的検査 (1)～(3) (略)	第2章 特掲診療料 第3部 検査 D006-4 遺伝学的検査 (1)～(3) (略)	医科診療報酬点数表に関する事項
(4) CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合) ア CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。 イ CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク (免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行つた場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。		
第13部 病理診断 N005 HER2遺伝子標本作製 (1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCI	第13部 病理診断 N005 HER2遺伝子標本作製 (1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法又はSISH法により	

SH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。

(3) ALK融合遺伝子標本作製

ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1 mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。

(4) CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)

ア CCR4タンパク(免疫染色組織標本による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。

イ CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)及びCCR4タンパク(フローサイトメトリ法による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(2) (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。